



REACH

最近よく耳にする、環境に対する調査”REACH”について 簡単にまとめてみました。
皆様どうぞお付き合いくださいませ。

● REACHって？

欧州化学物質規制のことで、Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (化学物質の登録、評価、認可) の略称。

2007年6月1日から施行されています。化学物質を使用、生産する際に、人の健康と環境にもたらす悪影響を最小化することです。欧州連合内で販売されるほぼ全ての化学物質について安全性評価を義務付け、その情報を各化学物質について、各企業毎に登録させることになります。

「生産者責任」と「予防原則」の徹底を根ざしたものであると言えます。

製造者又は輸入者当たり年間 1 トン以上製造又は欧州連合に輸入される化学物質について安全性情報を用意し、これを欧州化学品機構に提出しなければなりません。

更に製品から意図的に放出される化学物質及び製品に含まれる高懸念物質についても登録申請・届出が必要です。

● 何が問題なのでしょうか。

- 既存化学物質と新規化学物質の取扱いをほぼ同等とする
- 従来は政府の行っていたリスク評価を事業者の義務とする
- サプライチェーンを通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を双方向で強化
- 成型品に含まれる化学物質の有無や用途についても、情報の把握が必要

● 結局どうなるのでしょうか？

REACHでは溶剤や洗剤、繊維、部品など、EUで流通する全製品に含まれる化学物質が対象になる見込みである。EUに製品を輸出する日本企業も、そこに使用される化学物質を管理しなければEUに輸出する事が出来なくなるので、REACHに対応せざるをえなくなる。

* 出典は”外務省” 及び ”アイソワールド(株)” 他より